

令和7年度

いじめ防止基本方針



大網白里市立白里小学校

目 次	頁
1 いじめの定義と基本的な考え方 ······	2
(1) いじめの定義	
(2) 基本的な考え方	
2 いじめの防止に向けて ······	2
(1) 基本的な考え方	
(2) いじめの構造（いじめの4層構造）	
(3) いじめの態様	
(4) いじめに向かわない態度や能力の育成	
(5) いじめが生まれる背景と指導上の注意	
(6) 自己有用感や自己肯定感を育む	
(7) 児童自らがいじめについて学び、取り組む	
(8) ネット上のいじめへの対応	
3 いじめの早期発見に向けて ······	5
(1) 基本的な考え方	
(2) いじめの早期発見のための措置	
・「いのちを大切にするキャンペーン」「なかよし集会」の実施	
・他教科との関連	
(3) いじめに関する相談窓口	
4 いじめに対する措置 ······	7
(1) 基本的な考え方	
(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応	
〔児童・保護者に対して〕	
〔関係機関との連携〕	
・いじめ防止対策委員会	
(3) いじめられた児童又は、その保護者への支援	
(4) いじめた児童への指導又は、その保護者への助言	
(5) いじめが起きた集団への働きかけ	
5 その他の留意事項 ······	10
(1) 組織的な指導体制	
(2) 校内研修の充実	
(3) 校務の効率化	
(4) 学校評価と教員による評価	
(5) 地域や家庭との連携について	
(6) 新型コロナウィルス感染者に関する偏見や差別防止について	
6 年間計画 ······	12

本校の「いじめ防止基本方針」は、「いじめ防止対策推進法」及び「千葉県いじめ防止対策推進条例」、「千葉県いじめ基本方針」、「大網白里市いじめ防止基本方針」の基本理念を踏まえ、児童・保護者・地域の実態に即して策定したものである。

1 いじめの定義と基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※【いじめ防止対策推進法第二条】による。

(2) 基本的な考え方

いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始めていく。

そこで、本校では次の3点について、全職員共通理解のもと取り組む。

- ①児童が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができるようとする。
- ②規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり・学校づくりをする。
- ③児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らがつくりだしていくことができるようとする。
 - ・日常的に児童の行動の様子を把握する。
 - ・定期的なアンケート調査や児童の欠席日数の検証をする。
 - ・取り組みについて定期的に検討・見直し（P D C Aサイクル）を行い、体系的・計画的に進める。

2 いじめの防止に向けて

(1) 基本的な考え方

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていくことが大切である。また、児童に対しても、全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していくことが大切である。

児童の命や安全を守ることを最優先に、犯罪行為として取り扱うべき「いじめ」などは、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めなければならない。

いじめが犯罪行為に相当し得ると認められた場合には、学校として、警察に相談通報を行うことを児童や保護者に周知しておくことも大切である。

(2) いじめの構造（いじめの4層構造）

- ①いじめる児童
- ②観衆（はやしたてたり、おもしろがったりして見ている）
- ③傍観者（見て見ない振りをする）
- ④いじめられる児童

いじめの持続や拡大には、いじめる児童といじめられる児童以外の「観衆」や「傍観者」の立場にいる児童が大きく影響している。「観衆」はいじめを積極的に是認し、「傍観者」はいじめを暗黙的に支持し、いじめを促進する役割を担っている。

(3) いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合も含め、いじめられている子供を守り通すという観点から毅然とした対応をとることが必要である。

- 予想される態様　〔 〕内は抵触する可能性のある刑法規
- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
〔脅迫、名誉毀損、侮辱〕
 - ②仲間はずれ、集団による無視。
〔刑法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要〕
 - ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。〔暴行〕
 - ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。〔暴行、傷害〕
 - ⑤金品をたかられる。〔恐喝〕
 - ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
〔盜難、器物損壊〕
 - ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
〔強要・強制わいせつ〕
 - ⑧パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。〔名誉毀損、侮辱〕

(4) いじめに向かわない態度や能力の育成

- ①学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実を図る。
- ②「考え、議論する」ことを意識した道徳教育の充実や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組み社会性を育てる。
- ③幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。
- ④わかる授業の展開を推進し、自己有用感を高める。
- ⑤自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力を持つ。
- ⑥自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力を付ける。
- ⑦児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

(5) いじめが生まれる背景と指導上の注意

児童の問題・対人関係の不得手、表面的な人間関係、欲求不満耐性の欠如、思いやりの欠如、成就感・満足感を得る機会の減少、進学をめぐる競争意識、将来の目標の喪失、などが考えられる。

【家庭の問題】

- ・核家族、少子家庭の増加→人間関係スキルの未熟さ
- ・親の過保護・過干渉→欲求不満耐性の習得不十分
- ・親の価値観の多様化→協調性・思いやりの欠如、規範意識の欠如

【学校の問題】

- ・教師のいじめに対する認識不足
- ・教師も児童も多忙で、お互いの交流が不十分
- ・知識偏重など、価値観が限られていると、差別の構造につながりやすい
- ・生活指導や管理的な締め付けが強いと、集団として異質なものを排除しようとする傾向が生じやすい
- ・教師の不適切な発言や体罰がいじめを助長する

- ①いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にした授業を進めていく。
- ②児童の人間関係を把握して、一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。
- ③過度の競争意識や勝利至上主義により、児童のストレスを高め、いじめを誘発することがないよう、注意を払う。
- ④ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。

(6) 自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるようになる。そのために、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるようになる。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えられるような体験の機会などを積極的に設ける。

(7) 児童自らがいじめについて学び、取り組む

児童自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取り組みを推進（なかよし集会や相談箱の設置）する。

(8) ネット上のいじめへの対応

- ①ネット上に不適切な書き込みをしないよう日頃より折に触れ指導する。
- ②名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。

※プロバイダ責任制限法に基づく。削除依頼手順等については、平成24年

3月文部科学省「学校ネットパトロールに関する調査研究協力者会議『学校ネットパトロールに関する取り組み事例・資料集』」参照

- ③児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ④学校設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上の早期発見に努める。
- ⑤法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談受付など、関係機関の取り組みについても周知する。
- ⑥パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、スマートフォンを利用したいじめなどについては、大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求め、啓発を図る。

3 いじめの早期発見に向けて

(1) 基本的な考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。「いじめ」「暴力行為」などの問題が全国的に増加している現在、生徒指導の役割は重要性を増している。児童の問題行動の背景には、規範意識や倫理観の低下があるといわれている。

生徒指導とは、「児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるとともに、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えること」である。単なる問題行動への対処だけでなく、児童・生徒一人一人の発達への支援であり、自己指導力の育成をめざす教育活動である。発達の段階に即した児童・生徒理解と教育相談を重視し、自己実現を図る積極的な生徒指導は、児童の「生きる力」を育成する基盤となる。

したがって、学習指導とともに学校教育にとって重要な教育活動であり、学校を挙げて計画的・組織的な対応ができる生徒指導体制づくりに努める取り組みが必要である。

- ①日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努める。
- ②児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ③教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。
- ④日頃から、豊かな人間関係づくりを目的とした集団活動の充実に努める。
- ⑤グループエンカウンターなどの実施により、人間関係を醸成するように努める。
- ⑥教科等の指導において、コミュニケーション能力の育成に努める。
- ⑦「考え、議論する」ことを意識した道徳教育や体験活動の充実を図り、人権を尊重する意識を高めるとともに「思いやりの心」を育む。
- ⑧携帯電話等インターネットを通じて行われるいじめについて、外部講師を招き、保護者・児童の学習会を開催する。

(2) いじめの早期発見のための措置

毎月一度実施する「教育相談アンケート（アンケートは安心していじめを訴えることができるよう無記名にする等の工夫をする）」や必要に応じて行う教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組む。また、各学期末に児童の生活や人

間関係の状況を把握するための個人面談を全児童対象に行う。

3学期には、千葉県教育委員会による「セクシュアル・ハラスメント及び体罰に関する実態調査」を踏まえ、大網白里市教育委員会が作成した「学校生活アンケート（児童と保護者が一緒に考え記入）」を実施し、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。

- ①保健室や相談室の利用。
- ②電話相談窓口について広く周知する。
- ③休み時間や放課後の情報共有の中などで児童の様子に目を配る。
- ④個人面談や家庭訪問の機会を活用する。
- ⑤いじめに関する情報を学校職員全体で共有する。
- ⑥「なやみそだんボックス」（保健室前・ことばの教室前）の設置。
- ⑦学校教育アンケート（毎月1回(5月～3月)）、教育相談（6月と11月は全児童を対象に個別での面談）を実施する。
- ⑧家庭や地域に学校だよりや生徒指導だより等でいじめ防止についての働きかけを行う。

「いのちを大切にするキャンペーン」「なかよし集会」の実施

1. 趣旨 児童が、主体的な活動を通して「生きる力」や命を大切にする心を育むとともに、いじめは許されないという意識を高めることを目的とする。
2. 実施される内容
 - (1) いのちの大切さやいじめ問題についての学年・全校討議
 - ①「考え方、議論する」道徳の充実
 - ②児童による学校評価
 - ③SOSの出し方教育の実施
 - (2) 生命尊重やいじめ根絶に関するポスターや標語
 - ①「いのちを大切にするキャンペーン標語」募集活動の実施
 - ②なかよし集会で、いじめのない学校づくりに向けた指導と各学級で考えた「標語」の発表
 - ③心の教育推進キャンペーン標語・学級で決めた標語の掲示（職員室前・教室）
 - (3) いじめ根絶に向けた学級でのルールづくり
 - ・いのちの大切さやいじめ・暴力の問題についての話し合い

他教科との関連

- (1) 思いやりの心を育てるボランティア活動や体験的活動
 - ①1年生歓迎集会
 - ②福祉体験（5年※未定）
 - ③特別支援学校との交流（5年※未定）
- (2) 保護者や地域住民との連携
 - ①授業参観・学級懇談会
 - ②民生児童委員との話し合い
 - ③防犯ボランティア（交通安全推進隊）との情報交換会（※未定）
 - ④1000か所ミニ集会
- (3) 保護者や地域住民との連携

- ①「学びの庭」（学校だより）での情報の発信
 ②学校運営協議会による評価
 (4) 毎日の学校生活スローガン「あいさつ」

あいさつ たごえ がお そうじ

(3) いじめに関する相談窓口

【校内における相談窓口 ※いじめ相談窓口】

教頭	生徒指導主任	教育相談担当	養護教諭
----	--------	--------	------

【校外相談機関・窓口】

相談機関名	電話番号	対応時間
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310	24時間（全国共通）
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446	24時間（千葉県内のみ）
子ども人権110番	0120-007-110	月～金 8時30分～17時15分 (全国共通)
東上総教育事務所教育相談室	0475-23-4460	9時～17時 月～金
千葉県警察少年センター 「ヤングテレホン」	0120-783-497	9時～17時 月～金
千葉いのちの電話	043-227-3900	24時間
チャイルドライン千葉	0120-99-7777	16時～21時

4 いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

〔児童・保護者に対して〕

- ①遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ②児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に対応する。
- ③ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりをもち、いじめられた児童の安全を確保する。

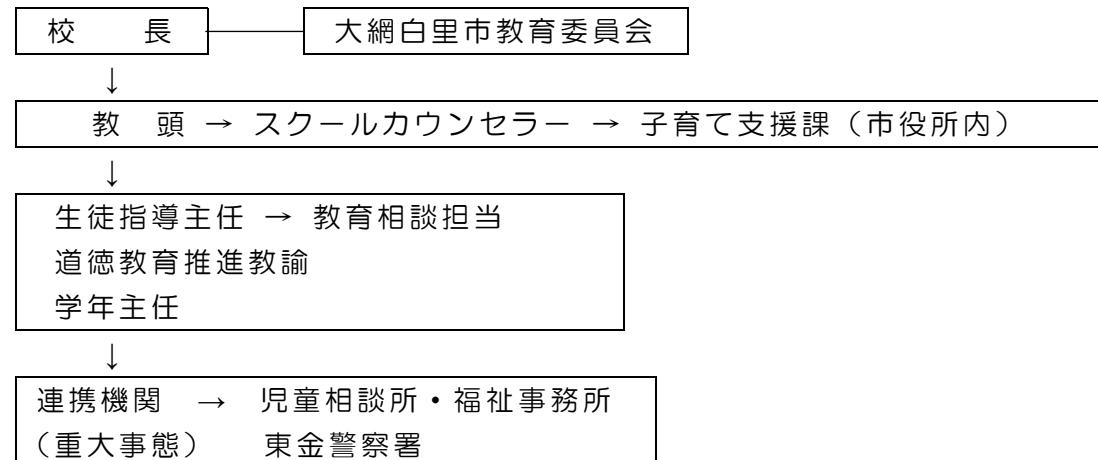
- ④発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、即座に「いじめ防止対策委員会」を設け、情報の共有を図る。そして、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事実を聞き取り、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ⑤いじめが認知された場合、被害者児童等を徹底して守るとともに、保護者との連携を密にし、適切な対応策を講じ、いじめの解消に向けて迅速に対応する。

〔関係機関との連携〕

- ①事実確認の結果は、校長が責任をもって学校設置者に報告するとともに、被害・加害児童双方の保護者に連絡する。
- ②いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通し、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。
- ③児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると判断した時は直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

いじめ防止対策委員会

※生徒指導主任、教育相談担当を核とする。



※重大事態と判断した場合は、市教育委員会、スクールカウンセラー及び子育て支援課等との連携のもと、対応する。必要に応じて、東金警察署とも連携を図る。

※いじめは、決して許されないことであり、また、どの児童にもどの学校でも起こりうるものである。

※いじめ問題については、学校のみで解決することに固執しない。

※学校においていじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図る。

(3) いじめられた児童又は、その保護者への支援

- ①「いじめられている児童にも責任がある」という考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝え、自尊感情を高める。
- ②児童の個人情報の取り扱い、プライバシーには十分に留意する。
- ③その日のうち（迅速）に、保護者に事実関係を伝える。

- ④いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。事態の状況に応じて複数の教職員の協力のもと、当該児童の見守りを行い、安全を確保する。
- ⑤いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ⑥いじめられた児童が安心して学習が出来るよう、別室において指導したり、状況において出席停止制度を活用したりして、環境を整える。
- ⑦状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- ⑧いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。

(4) いじめた児童への指導又は、その保護者への助言

- ①いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。
- ②いじめがあったことが確認された場合、学校は、「いじめ防止対策委員会」を開催し、複数の教職員で対応する。また、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的にいじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ③事実関係を聴取したら迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得る。その上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行うことができるよう、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ④いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ⑤いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ⑥児童の個人情報等の取り扱い、プライバシーには十分に留意し、以後の対応を行う。
- ⑦いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さら出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ⑧教育上必要があると認めるときは「学校教育法第11条の規定」に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも考えられる。

※懲戒とは、学校教育法施行規則に定める退学（公立義務教育諸学校に在籍する学齢児童を除く）、停学（公立義務教育諸学校に在籍する学齢児童を除く）、訓告のほか、児童に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当、文書指導などがある。

- ⑨いじめには様々な要因があることを鑑み、懲戒を加える際には、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

（児童の出席停止） 学校教育法 第35条

・市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等

性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。
一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
二 職員に障害又は心身の苦痛を与える行為
三 施設又は設備を損壊する行為
四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ①いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ②いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ③はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ④学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ⑤いじめの解決は、加害児童が被害児童への謝罪のみで終わるのではなく、他の児童との関係の修復を経て、全ての児童が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断される。
- ⑥全ての児童が、集団の一員として、互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

5 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力して取り組む体制を確立することが重要である。学校における「生徒指導委員会」内でいじめについての情報を共有し、組織的に対応することが必要で、日頃よりこれらの対応の在り方について全ての教職員で共通理解を図る。

- ①いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり、情報提供をしたりできる体制をとる。
- ②必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめ問題解決のための体制を整えておく。
- ③学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民などの参加を図る。

(2) 校内研修の充実

全ての教職員の共通理解を図るため、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化することのないよう、年間計画に位置づけた校内研修をする。

(3) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめ防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校の管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

(4) 学校評価と教員による評価

学校評価で、いじめ問題を取り扱う場合、学校評価の目的を踏まえて行う。

- ①問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標を設定する。
- ②目標に対する具体的な取り組み状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

教員による評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの問題に関する目標設定や、目標への対応状況を評価する。

- ①日頃からの児童理解、未然防止や早期発見が評価されるようにする。
- ②いじめが発生した際は、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組みが評価されるようにする。

(5) 地域や家庭との連携について

この「いじめ防止基本方針」について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対していじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携を図る。

- ①学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題を協議する機会を設ける。
- ②学校運営協議会を活用するなど、地域と連携した対策を推進する。

6 年間計画（教育相談アンケート5月～毎月実施）

月	計画
4	<ul style="list-style-type: none">・「いじめ防止啓発強化月間」・命を大切にするキャンペーン標語募集・なかよし集会（各学級で考えた標語の発表）・SOS の出し方教育の実施（各学級）・教育相談アンケート及び教育相談
5	<ul style="list-style-type: none">・教育相談アンケート及び教育相談
6	<ul style="list-style-type: none">・教育相談アンケート及び教育相談（全児童対象）
7	<ul style="list-style-type: none">・教育相談アンケート及び教育相談
8	<ul style="list-style-type: none">・特別支援を要する児童の支援の在り方
9	<ul style="list-style-type: none">・教育相談アンケート及び教育相談
10	<ul style="list-style-type: none">・学校評価・教育相談アンケート及び教育相談
11	<ul style="list-style-type: none">・教育相談アンケート及び教育相談（全児童対象）
12	<ul style="list-style-type: none">・教育相談アンケート及び教育相談
1	<ul style="list-style-type: none">・教育相談アンケート及び教育相談
2	<ul style="list-style-type: none">・学校評価・教育相談アンケート及び教育相談
3	<ul style="list-style-type: none">・教育相談アンケート及び教育相談
適時	<ul style="list-style-type: none">・道徳教育、特別活動、教科指導（各年間指導計画による）・人権教室（1, 4年）・校外学習